

(特定期間に係る洋弓場の供用時間等)

第1条 京都市横大路運動公園条例（以下「条例」という。）別表第1に規定する特定期間（以下「特定期間」という。）に係る洋弓場の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 4月、5月及び9月 午前9時から午後6時まで

(2) 6月から8月まで 午前9時から午後7時まで

2 条例別表第2備考1に規定する午後の区分における洋弓場の特定期間における部分利用に係る供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 4月、5月及び9月 午後1時から午後6時まで

(2) 6月から8月まで 午後1時から午後7時まで

(利用許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により利用の許可を受けようとするものは、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、洋弓場（部分利用に限る。）又は談話室を利用しようとする者が、その利用に係る料金を支払ったときは、利用の許可の申請があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、付属設備のうち有料ロッカーを利用しようとする者が、第5条第3項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときは、利用の許可の申請があったものとみなす。

(受付期間)

第3条 前条第1項の規定による申請は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

2 前条第2項の規定による申請は、利用しようとする日に限り、受け付けるものとする。

(利用の許可)

第4条 指定管理者は、第2条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

2 洋弓場（部分利用に限る。）及び談話室については、その利用に係る料金を支払ったときに、

利用の許可があったものとみなす。

- 3 付属設備のうち有料ロッカーについては、次条第3項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときに、利用の許可があったものとみなす。

(利用料金)

第5条 条例別表第2に掲げる付属設備の利用に係る料金の上限額は、別表第2のとおりとする。

- 2 条例別表第4に掲げる広告その他の表示に係る料金の上限額は、別表第3のとおりとする。

- 3 付属設備のうち有料ロッカーの利用に係る料金は、当該有料ロッカーを利用する際に、硬貨投入口に投入して支払わなければならない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、別に定める方法により支払わせることができる。

(利用料金の還付)

第6条 条例第7条ただし書の規定により、京都市横大路運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市公園法第27条第2項又は京都市都市公園条例第13条第2項の規定による処分をし、又はこれらの規定による必要な措置を命じた場合 全額

- (2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 2分の1に相当する額

- (3) 利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）の7日前までに利用をとりやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合（利用日の属する月の前月の初日前に第2条第1項の規定による申請をした場合を除く。）

全額

(利用料金の減免)

第7条 条例第8条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備)

第8条 条例第9条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この規則は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第102号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成11年11月26日規則第68号）

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第136号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第151号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日規則第150号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日規則第22号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第221号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市横大路運動公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月6日規則第37号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第120号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 この規則による改正後の京都市横大路運動公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による広告の表示等に係る料金及び付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日規則第135号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 この規則による改正後の京都市横大路運動公園条例施行規則の規定による広告等の表示又は掲出に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和4年7月8日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 この規則による改正後の京都市横大路運動公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金及び広告等の表示又は掲出に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

区分			受付を開始する日
(1)	体育館の全面利用 又はこれと併せて 利用する会議室に 係る申請	優先的競技会 等のためにす るもの	利用日の属する年度の前年度の12月1日
		その他のもの	利用日の属する月の3箇月前の初日
(2)	野球場又は野球場 兼運動場に係る申 請	優先的競技会 等のためにす るもの	利用日の属する年度の前年度の12月1日
		その他のもの	利用日の属する月の前月の初日
(3)	体育館の半面利用、洋弓場の全面利 用、ゲートボール場、クリケットゴ ルフ場、トレーニングルーム又は会 議室に係る申請（(1)の項に掲げる 申請を除く。）		利用日の属する月の前月の初日

備考 「優先的競技会等」とは、次の要件を満たしている競技会、講習会その他の催物として別に定めるものをいう。

- (1) 本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。
- (2) 開催の準備に相当の期間を要するため、早期に利用日を決定することを要すること。

別表第2（第5条関係）

区分	単位	利用料金
補助いす	1脚につき1日	円 100
長机		210
長いす		100
黒板	1台につき1日	100
有料ロッカー	1個1回につき1日	100
温水シャワー室	1室につき1日	2,820
放送室（マイクロホン1本付き）		6,800

マイクロホン		1本につき1日	1,420
電源		1箇所につき4時間	100
卓球用具	卓球台	1台につき1日	320
	球止めネット	1個につき1日	30
	得点板	1台につき1日	100
支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1日	210
	バレーボール用		1,420
	テニス用		1,420
ゴール	ハンドボール用	1対につき1日	1,360
	バスケットボール用		2,740
	ミニバスケットボール用		2,610
審判台		1台につき1日	200
得点台			100
得点板			100
ゲートボール及びクリケットゴルフ用得点板			100
電光式得点表示板			1基につき1日
ストップウォッチ		1個につき1日	200
ゲートボール用タイマー			200
30秒計		1対につき1日	1,360
冷房設備		一式につき1時間	1,880
暖房設備			1,250

備考 体育館を日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日に利用する場合において、競技会、講習会その他の催物以外の用途に供するときの次に掲げる付属設備の利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) バレーボール用の支柱及びネット 1組1日につき870円
- (2) テニス用の支柱及びネット 1組1日につき1,310円
- (3) バスケットボール用のゴール 1対1日につき1,310円
- (4) ミニバスケットボール用のゴール 1対1日につき1,250円

別表第3（第5条関係）

区分		利用単位	単位期間	利用料金
広告等を表示し、又は掲出する期間	1月未満の場合	1平方メートルにつき	1日	円 3,280
	1月以上の場合		1月	11,020

- 備考1 広告等を表示し、又は掲出する期間が1月以上である場合における月数は、暦に従って計算し、当該期間に1月未満の端数があるときは、当該端数を1月とみなして利用料金を算出する。
- 2 広告等の面積が1平方メートル未満であるとき、又は広告等の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は当該端数を1平方メートルとみなして利用料金を算出する。